

理由と原因と発話行為の正当化との微妙な関係： 学習者に理解しやすい記述の試み

鶴田庸子

要旨

行動の理由あるいは事態の原因を述べるときに使われる言語形式には、行動を正当化し、事態の発生を必然視し、かつ・または、発話を堂々とした態度で行うことを正当化する働きをもつものがある。母語話者の多くはそれらの言語形式をある文脈で使用したときにどのような意味が伝わるかを知っており、意図した意味を的確に伝える言語選択を行う。理由あるいは原因を述べる発話で現れる不適切さのなかには、話し手がそうした知識を欠いていると考えることで説明できるものがある。

キーワード：原因 理由 発話行為 語用論 正当化

はじめに

日本語学習者が理由あるいは原因を述べるときの発話には母語話者のそれとは異なる特徴が現れることがあり¹、そこには「押しつけがましい」（永野 1952）といった対人的に不適切な印象、あるいは「逆に...迫力不足」（桑原 2003）という違和感を与えるものが含まれる。本稿は意図に反してそうした発話を行ってしまうことを避けたいと思っている学習者に必要な知識をわかりやすく提示するための枠組みを探るものである。

本稿の目的は「から」、「ので」など個々の言語形式の用法をではなく、理由・原因を述べる発話とそれと判別しにくい発話とにそれぞれ見られる性質、およびそれらの相互関係を、母語話者の実際の発話の観察を通して明らかにすることである。

1 主要な用語の定義と議論全体の流れ

「理由」と「原因」

日常語彙としての「理由」は、例1のように個人や団体が行った**決定とそれに基づいてとった行動**（以下「決定」と略記）についてそこに至るまでにその人（々）がたどった論理に言及するときだけでなく、例2のようにある**事態**²について、それをもたらしたものに言及するときにも用いられる：

¹ その一端を示すデータを本紀要本号掲載の別稿に提示した（鶴田 2005）。

² 出来事、変化、状態、決定を含む。以下同。

例1：(温泉表示についてのニュース)³ 環境省では、入浴剤…を使用している場合、
… その理由も含めて新たに表示を義務づけることになりました。

例2：(地震被災地支援が滞っていることについての解説)⁴ 現地の…行政機能が麻痺
しているということが滞りの大きな理由になっているようですね。

本稿では例1のように決定に至る論理を指す語として「理由」を使い、例2が指している、ある事態をもたらしたのが何なのかを事態の観察者(関連分野の専門家など)、あるいは話し手⁵が認めたものを指すには「原因」を使う⁶。なお、日常語彙としての「原因」は一般に、好ましくない事態を起こした場合に使われるが、本稿ではその限定をせずに使う。

「理由を述べること」と「正当化」

「理由」を本稿ではさらに狭い範囲に限って使う。本稿の議論に関わる重要な特徴が見られるのがある特定の範囲の現象に限られるからである。その範囲とは以下のようなものである。Austin (1956) は弁解 (excuses) に関する論考の中で、ある人が行った行為を何らかの意味でよくない行為であると他者から非難されたときにその行為を弁護する方法には2種類あるとする。1つはその行為を確かに行ったと率直に認めた上で、その行為を行うことは一般に、あるいはその問題になっている状況で、適切で正しい、あるいは許容されることだと述べることであり、もう1つはその行為を行ったのは確かによくないことだが、誰か別の人の影響で行った、あるいは意図せずうっかり行ってしまったことであり、その責任は自分にはないと述べることである。Austin は前者を正当化 (justification)⁷、後者を弁解とそれぞれ呼ぶ⁸。本稿ではこのうち正当化の発話のみを「理由を述べる発話」として観察し、「正当化」を Austin の定義に準じて次のような意味で使う：

正当化＝他者から何かについて非難されるかもしれないとき、それが<今のこの文脈では適切で許されることだ>と主張すること

³ NHK 総合 「おはよう日本」 2004/12/15

⁴ NHK 総合 「おはよう日本」 2005/ 1/ 7

⁵ 書き手を含む。報道の場合は原稿作成者、編集責任者など。以下同。

⁶ ある決定の理由が観察者(決定者自身である場合もある)によって、その決定をもたらした原因ととらえられることがある。ある事件の容疑者が犯行の理由として述べた内容を「現金がほしかったから…駅員を撃った…などと語った」(朝日新聞 2004/ 6/24)と報道するとき、同じ事態を観察者が分析した犯行の原因として「警視庁は、男が金がほしくて撃ったものとみて…」などと述べることもある。なお、理由と原因のどちらを述べているのか判断が難しい次のような発話：「電動アシスト自転車…は、方向指示器などがついておらず道路交通法に違反するため一般の道路を走ることはできない…」(NHK 総合 おはよう日本 2005/ 4/ 7)の存在は、本稿の主要な主張に重大な影響を与えるものでないと考え、無視して議論を進める。

⁷ ただし、非難に対して平然として押し切ったり、行為を自慢したりするといった意味合いではないとする。

⁸ Austin は「正当化すること」こそが「理由を与えること」であるとみなしている。

以下では、(1)決定の理由を述べる発話のうちの決定を正当化するもの、(2)原因を述べる発話のうちの必然的因果関係を述べるもの、そして、(3)ある発話行為を行うことを正当化する発話という3種類の発話を観察する。このうち、(1)と(2)が意味論レベルの処理であるのに対して(3)は語用論レベルの処理であるという違いがある一方で、この3種類の発話は次の共通点をもつ。(1)はある決定が正当なものであることを、(2)はある事態の発生が必然的なものであることを、(3)はある発話行為を行うことが正当であることを、それぞれ主張する発話である。そして、そのいずれの主張も、〈Pならば必然的にQ〉と書き表せる社会通念を聞き手が共有していることを前提にして行われ、形式上は、

〈現実にP〉+ [「から」、「ので」などいわゆる原因・理由の表現]+ 〈Q〉

という同一の構造をもった文の発話である。

2節から4節で(1)(2)(3)をそれぞれ観察し、5節でそれらの相互関係にふれ、最後に6節でこれらの知識の習得とコミュニケーション力との関係を考察する。

2 決定の理由を述べる発話：決定の正当化

例3で〈安全確保が不十分である〉ことは駐在員国外退避という石油会社の決定の理由として述べられているが、これがその理由として機能するのはどのようにしてだろうか。

例 3：(サウジアラビアの外国人居住区で起きた襲撃事件に関するニュース)⁹ 新日本石油は...駐在員...について、...いまだに安全が十分に確保されているとはいえないとして、国外に退避させることを決めました。

それは、〈安全の確保が不十分ならば駐在員を国外退避させるべきだ〉が話し手と聞き手が共有する通念であることを前提に、〈現在、安全が十分には確保されていない〉→〈現在、駐在員国外退避は妥当な決定だ〉という推論結果にたどり着くことが期待されるからである。むしろこの前提が成り立っていないことが判明する場面もあるだろう。例えば、Aが仕事を休む『理由』として「休みたいから」と言い、Bが「理由にならない」として許可しないと書いた文脈は〈休みたければ休むことが必然的に許される〉がAB間で通念として共有されていない文脈といえる。このように、決定の理由を述べるとは〈Pならば必然的にQ〉と書き表すことのできる通念の共有を前提に、決定主体(例3では石油会社)の決定が通念に沿ったものだと含意することによってそれを正当化することだといえる。

例4は、決定主体が話し手自身である文脈だが、ここでも決定の正当化が行われる。

⁹ NHK 総合「おはよう日本」 2004/ 6/ 4

例 4 (何かを売り込む練習をする授業で小学生が自分の気に入っている本をクラスメートたちに売り込むという想定で宣伝する場面で) ¹⁰ ...この本、1500 円だけど、...いろいろ教えてくれるから 2100 円にしました。

くいろいろ教えてくれる本には価値があり、したがって高価でもしかたがない>という通念からの推論を促すことで、自身の決定を通念に沿う正当なものであるとしている。

決定の理由を述べて決定を正当化する発話で、決定を正当化する度合いは一樣ではない。

例 5 : (養鶏場の室温管理についてのレポートで、養鶏場主が窓のカーテンを下ろす映像に続いて養鶏場主がリポータに) ¹¹ これ、北側なもんでね。北風が入らないように。

例 5 でも例 4 と同様に、窓のカーテンを下ろすという自身の決定の理由として<カーテンを下ろさないと北風が入ってしまう窓だ>と述べることでその決定を正当化しているが、例 4 と比べて穏やかな正当化と感じられる。そして、その差は「もんで」の使用によると考えられる。このことから、決定の理由を述べる発話で決定が正当化される程度は一樣ではないことと、理由を述べるのに使われる言語形式が決定を正当化する強さも一樣でないことが分かる。なお、例 4、例 5 が何を伝える発話であるかについては 5 節で再びふれる。

3 必然的因果関係を述べる発話：結果の必然性の含意

例 6-8 はいずれも因果関係を述べているといえるが、2つの種類を区別することができる。

例 6 : (商品カタログの商品説明) ¹² 厚手の鍋だから、ご飯もふっくら炊き上げます。

例 7 : (著者が自分自身を「ボーッとしたコドモ」だったと述べた文章の後段で) ¹³

ボーッとしたコドモは、土手の上から電車や汽車...を見るのが好きだった。...コドモは...危ないところは大好きなので、急斜面の土手は人気の遊び場だった。...

例 8 : (エスカレータ事故多発の報道で)¹⁴ ステップが濡れていて足を踏み外し...

例 6 では、<鍋が厚手ならばふっくらご飯が炊ける>という自然法則の通念としての共有を前提に、<本品は厚手だ>→<したがって本品ではふっくらご飯が炊ける>と、決定の理由が理由としての機能を果たす過程とよく似た推論が促される。理由が決定を正当化したのに対し、必然的因果関係の原因を述べることはその結果が<必然的なものである>と主張する。

¹⁰ NHK 総合「課外授業」 2004/ 3/28

¹¹ 日本テレビ「所さんの目がテン！」 2005/ 1/ 9

¹² Pal System 生活協同組合「キッチンぷらす」 2005 年 4 月 3 回号

¹³ 南伸坊「わが街わが友」 1, 2 東京新聞 2004/12/20, 2004/12/21

¹⁴ NHK 総合「おはよう日本」 2005/ 4/ 8

例 6 では、〈ふっくらご飯が炊ける〉ことが通念からの推論によって必然的に予想されることだとすることによって、その命題が真であることを含意する。商品説明には好都合な含意といえよう。例 7 も必然的因果関係を述べる発話で、〈コドモならば危ないところが大好きだ〉という通念からの推論結果として含意されるのは、〈危ないところである急斜面は必然的にコドモにとって人気の遊び場になる〉、つまり、〈それは避けられないことだ〉というものだろう。

一方、例 8 では〈ステップが濡れていれば必ず足を踏み外す〉という通念が前提とされてはならず、上のような推論も促されず、〈足を踏み外すのは必然的結果だ〉との含意も生まれない。例 6、7 とのこの違いを指すために、例 6、例 7 は**必然的因果関係**を、例 8 は**偶然的因果関係**をそれぞれ述べていると呼ぶことにする。

ここで注目すべきことは、述べられている因果関係が必然的か偶然的かの解釈は現実の必然度だけではなく話し手の認識、かつ・または主張にもよるという点である。例えば、例 6 のキャッチコピーを鍋の厚さと性能の関係に関する知識を持たない人が読んだときに、『鍋が厚ければふっくらご飯ができるものなのか。知らなかった』と思う可能性がある。〈鍋が厚手ならばふっくらご飯が炊ける〉の真偽の知識がなくても、偽だと判断するための百科辞典的知識を持っていなければ、話し手が〈真だ〉と主張していると解釈して、それに基づいて真なのだと思うことがあることになる。そして、「から」の使用はそのような解釈を促す要因の 1 つだと考えられる。仮に例 6 で「厚手の鍋だから」の代わりに「厚手の鍋で」が、あるいは例 8 で「濡れていて」の代わりに「濡れていたから」が使われていたら、必然的因果関係を述べていると解釈される可能性は前者では低くなり、後者では高くなるだろう。このことから、原因を述べるのに使われる言語形式の間には、この 2 種類の因果関係のどちらを表すかという点で違いがあると考えられる。

前節で見た決定の正当化でと同様、結果の必然性の含意でも、含意の強度は一様でない。

例 9：(標準的な階段と比べてエスカレータのステップが約 4 センチ高いことがエスカレータ事故につながるという説明ナレーションの後で、エスカレータメーカー技術者が)¹⁵ (ステップを) 降りる場合は、この降りたときのこの落差が大きいもんですから、衝撃がよけいにかかるということで足に負担がかかるということがあります。

例 9 でも〈衝撃がよけいにかかる〉ことは〈ステップ間の落差が大きい〉ことの必然的結果だという含意が行われるが、〈必然的で避け難い結果だ〉とする強さは例 6、例 7 より弱く感じられる可能性があり、それには「もんですから」という言語形式の使用が関わっているといえる。なお例 6-9 が何を伝える発話であるかについては 5 節で再びふれる。

¹⁵ NHK 総合 「おはよう日本」 2005/ 4/ 8

4 発話行為を正当化する発話

2 節で決定を正当化する発話を見たが、ここではある発話行為を行うことを正当化する発話を観察する。決定と同じように発話もその命題、あるいは、発話内効力に問題があると他者から非難される可能性がある。そしてその可能性に備えて、発話においては、それがその文脈で行うのが妥当な発話行為であるとの主張がなされる。このことを「発話行為を正当化する」と呼ぶことにする。

この2つの正当化の間には次の重要な違いがある。ある決定とその理由を述べるとは2つの命題内容間の関係をどう捉えているかに言及することである。例3は、<問題の地域の安全確保が不十分である>が<駐在員国外退避を決めた>の理由であり、後者を正当化するという関係に言及する。必然的因果関係を述べるのも、2つの命題内容間の関係に言及することだという点では理由を述べるのと違いがない。例6は<問題の鍋が厚手である>と<その鍋でふっくらご飯が炊ける>との間の必然的因果関係に言及する。一方、ある発話行為を行うのを正当化するのは、ある命題が正当化し得る命題であること(および、以下で述べるが、文脈のそれ以外の諸条件の査定)に基づいて選択した発話行為を表明し、それを正当化することである。つまり、決定とその理由、必然的因果関係を述べるのが発話の命題レベルの意味論的処理であるのに対し、ある発話行為を正当化するのは発話の対人的側面のマネジメントという発話レベルの語用論的処理であるといえる。

4-1 指図の正当化

例10は聞き手に何か(ここでは、頑張ること)をさせる発話内効力をもつ「指図」の下位分類である「強い勧誘」、「命令」といった種類の発話行為である¹⁶。

例10: (箱根駅伝大会までの訓練を迫った番組で。大会出場選手をチーム全員に知らせた後、監督がメンバーから外れた部員たちに)¹⁷ 来年またスタミナつけたらさ、…頑張れば絶対、はいれるから、な、次の箱根に向けてさ、頑張ってやってこ、な。

指図は聞き手の行動に影響を与えようとする「無礼な」(Leech 1983)、「フェイスを脅かす」(Brown and Levinson 1987)、したがって聞き手から非難される可能性のある発話行為である。そこで、<頑張ればチャンスがあるならば頑張るべきだ>が通念であることを前提に、<現実に聞き手たちは頑張ればチャンスがある>→<したがって聞き手たちが頑張ることは適切なことである>→<したがってこれは妥当な指図である>という推論結果到達を促す。このようにして、聞き手に対して指図の発話、指図の中でも特に「強い勧誘」「命令」といった聞き手に強い圧力をかける発話行為を行うことを正当化している。

¹⁶ Searle (1979[1975]) は発話行為をそれがもつ発話内効力の型によって、約束や強迫を含む「請け負い(commisive)」、命名、開会の宣言などを含む「宣言(declarative)」、謝罪などを含む「表現(expressive)」、報告などを含む「描写(representative)」そして「指図(directive)」の5種類に分類した(日本語訳は『ロングマン応用言語学用語辞典』による)。

¹⁷ 日本テレビ「まもなく第31回箱根駅伝」2005/1/2

指図においては、それをきっぱり堂々とした（以下、「堂々系」と略記）態度で言うか、それとも、おずおずと遠慮勝ちな（以下、「遠慮系」と略記）態度で言うかといった選択に、指図内容が上のように通念に沿った正当なものであるかどうかだけでなく、話し手と聞き手の立場関係に照らしてその行動をさせるという「無礼な」性質をもった発話行為を行うことが社会的にどの程度まで許容されるかという文脈の査定の結果も考慮されるのが一般的である。例 10 で堂々系の指図である強い勧誘あるいは命令といった発話行為が選ばれるのは、頑張るという聞き手の行動の受益者が聞き手自身であるためだけでなく、話し手が聞き手の行動を決定すべき立場の監督であるためでもある。それに対して、例 11 は、聞き手にさせる行動の受益者に話し手も含まれており、しかも、その負担を担うのは聞き手だけであるという文脈での発話で、堂々系発話行為は適当ではなく、遠慮系の指図である依頼を行うことを正当化する発話が行われる。そこでは：

例 11：(JR 中央線国立駅の放送 2005/ 2/25 大学入学試験実施日) 試験終了時間帯は混雑しますので、お帰りの切符は今のうちにお買い求めいただくようご協力お願いします。

例 10 とは異なり、「お願いします」とともに「ので」が使われている。指図をどの程度堂々とするのが社会的に妥当な文脈であるかによって、指図に使われる言語形式とともにその正当化を行う言語形式の選択も変わることが分かる。¹⁸

4-2 描写の正当化

断言、主張など堂々系の描写の発話ではその命題に問題があるとの非難が起こり得るため、そこで示される命題内容を<当然、真だ>とすることで発話行為の正当化が行われる。

例 12：(サッカーW 杯アジア最終予選直前の北朝鮮チームの練習、選手自身によるユニフォーム洗濯などの映像とナレーションに続く 3 人の番組進行役たち (A, B, C) の会話) ¹⁹

A：北朝鮮、どんなチームなのかなかなか全体像が見えてきませんね。

B：最後まで見せてくれないでしょ。

A₂：6 時間の空白もありましたからね。

B₂：なんすか、6 時間で。

A₃：報道陣をシャットアウトして 6 時間、なぞの練習をしたんです。

B₃：ああ、そういうことですか。

D：見せてくれるのはスクワットとか洗濯物とか…サブ情報ばかりですものね。

¹⁸ しかし、その選択には個人差、世代差がある。収集した発話例に、数十分の発話を通して様々な文脈で「から」のみを使った話者、あらゆる文脈で「んで」のみを使うとみられる話者がいた。

¹⁹ フジテレビ「めざましテレビ」 2005/ 1/21

例 12 では、B が将来のことについての予測を根拠を示さずに述べたのを引き取って A₂ が B の代わりに根拠を述べて自分も同じ予測をしていることを示しているといえる。〈6 時間の空白もあった〉という発話は〈チームが情報開示したがないならそのチームは常に開示せずには続けると考えるべきだ〉が通念であることを前提に〈現実に北朝鮮チームは非公開の練習を 6 時間続けた〉→〈したがって、これからも開示しないだろうとするのは妥当な予想〉とすることで A₂ に同意し、その主張を堂々と応援している。ここでも発話行為の選択には、上の予測が通念に沿った妥当なものであることに加えて文脈の査定結果も与っている。すなわち、この文脈が聞き手への同意という聞き手にとって望ましい発話行為であることも堂々系発話行為を正当化する根拠となっていると考えられる。D の〈見せてくれるのは些末な情報ばかりだ〉という発話も A₂ と類似の発話行為の正当化をする。

例 13 : (千葉県知事がソウルで千葉県の魅力をアピールしたというニュースで知事が) ²⁰
千葉県は韓国からいちばん近いところです。なにしろ成田空港があるのですから。

例 13 は、「近い」が韓国と千葉との実際の距離ではなく入国後の移動距離を指して使われる点で冗談とみなせる発話である。〈同一県内の場所ならば近距離にある〉という通念の共有を前提に〈成田空港は千葉県にある〉ことから推論すれば〈千葉県は入国後の移動距離がいちばん短い場所だ〉は必然的に真と結論される命題内容だとの含意によって堂々系発話行為をかなり強く正当化している。ここでこれほど強い正当化が妥当なのはこれが冗談という Brown and Levinson (1987) が positive politeness と捉える、相手と友好的関係を築こうとする意図を伝える文脈のためと解釈できる。この発話では正当化の度合いの強さの一部を「なにしろ」と「のですから」が担っていると考えられるが、仮にこれらが使われず、たとえば「もんですから」などが使われたら冗談としての迫力に欠けるだろう。

例 14、15 はともに〈酔だから味や匂いの刺激があるのは当然だ〉という主張の発話だが、14 は「ボケ」役のリポーターにナレータがツッコミを入れる文脈での強い主張の堂々系発話で、15 は話し手が、刺激はないと主張すべき場面で咳き込んでしまうという不都合な状況でバツの悪い思いで行う弱い主張の遠慮系発話である。

例 14 : (「冷え性を酔で治す」という特集を組んだバラエティー番組で) ²¹

リポーター (2 年ものの黒酢を口に含んでみて) : ん? 酸っぱい!

ナレータ : 当たり前です。お酢ですから。

²⁰ NHK 総合 「おはよう日本」 2004/ 6/ 4

²¹ TBS テレビ 「スパSPA人間学」 2005/ 1/13

例 15：(ワイドショーでの黒酢の生産地からのレポート場面で)²²

リポーター(3年ものの黒酢を飲んでみて、咳き込み、ようやく態勢を整えて)：まるやか。

スタジオのアナウンサー：でも咳き込んだじゃいましたね。

リポーター：(咳をこらえつつ、しかたなさそうに)ま、酢なんでね。

4-3 「発話行為の正当化」という概念について

この節で取り上げている、ある発話行為を行うことを正当化する発話の一部については、従来「(判断の)根拠」(田窪 1987 など)、「説得」(桑原 2003 など)といった概念を使って多くの議論がなされている。本稿でその伝統を継承せず、発話行為の正当化という概念を使うのは次の2つの理由による。①例 10、11 に顕著なように、こうした発話において根拠を示すことはそれ自体が目的ではなく何かをある発話行為として言うことの正当性を示す手段にすぎない場合があるので、その機能のラベルは「根拠を示す」より「発話行為の正当化」のほうが適当である。②理由、原因を述べる発話の対人的不適切さを考察する本稿では、不適切さの原因となる可能性が「説得の過剰と不足」より高いと思われる「正当化の過剰と不足」に着目するのが妥当であり、それはまた学習者への説明をより分かりやすいものにすることでもある。以下、発話行為を正当化する発話をさらに観察する。

5 発話行為の正当化と決定の理由と必然的因果関係との関係

以上、<Pならば必然的にQ>と書き表せる通念の共有を前提にして行われ、形式上、同一の型の文の発話となる3種類の発話：決定の正当化、必然的因果関係、発話行為の正当化の発話を見てきた。「原因・理由の表現」と呼ばれる言語形式の中にはこの3種類のうち2種類以上の発話で使われるものがあるが、それが使われた場合、3種類のうちのどれを表しているのかを形式から判断することはできない。さらに、発話行為の正当化は発話レベルの作用であるため、第1か第2の命題レベルの含意と同時に発現することができる。実際、例4、例5は自身の決定を正当化するだけでなく堂々系、遠慮系の発話行為をそれぞれ正当化している可能性があり、例6-9、そして例12も命題レベルの意味と発話レベルの意味の両方を伝える発話である可能性がある。したがって、例4と例5との違い、例6、例7と例8との違いは、それぞれ正当化の度合い、必然性の度合いの違いであるとともに、発話の態度の「堂々としている」度合いの違いでもある可能性を考えなければならない。このように、発話はそれが何を表しているのかの判断が容易ではないが、母語話者はそれを様々な手がかりを使って解釈している。1つの例として例16を見てみる。

²² 日本テレビ「ズームイン!!SUPER」 2005/3/9

例 16: (水銀の性質を説明する教育娯楽番組で。番組進行役Yから水銀のメダルを作ってあげると言われて、そんなものは要らないと断ったレギュラー出演者、所ジョージ氏のためにプロの彫刻家が金メッキの氏の胸像を試作した場面で)²³

進行役Y:「ゴールデン所さん」の完成!

所 (笑顔で): ほー

進行役S: 楽しみになってきましたね、所さん。

所₂: プロがやりましたからねえー。

所₂の「プロが作ったものだ」という発話は、胸像の出来ばえに期待を抱いた原因をではなく、「この私でも期待してしまうのは当然だ」と堂々系発話をするを正当化する根拠を述べていると私は感じた。何がそうさせたのかを内省すると、この場面での氏の表情と「からねえー」の音律的特徴に「なにしろ」と似たニュアンスが感じられることに加えて、この番組で氏が遠慮なく決めつける発話を多く行うこと、毎回、進行役が行う様々な「実験」「試作」を氏が評価することで番組が進むが、教育娯楽番組らしくそれらが失敗に終わることが多く(不器用なキャラクターと設定されているYは特にその頻度が高い)、また博識の所氏は進行役にとって驚かせたり喜ばせたり期待させたりするのが容易でない人物であること、この日は、そんな氏が胸像の出来ばえに期待をした(ことが表情から分かる)珍しい回であることなどの知識が動員されていると考えられる。

6 理由、因果関係を述べる発話についての母語話者の知識と学習者の知識

以上の母語話者の発話の観察から、決定の理由と因果関係を述べること、および発話行為選択に関して母語話者の多くは少なくとも次ページの表に挙げるような社会語用論レベル、語用言語学レベルの知識を身につけていて²⁴、そうした発話を行うときと解釈するとき運用していると考えられることができる。知識の領域、および、知識の種類によって分類して示す。

一方、決定の理由を述べるときに現れる不適切な発話の中のあるものは、話し手にこれらの知識のある部分が欠けているために起きていると考えられることができる。例えば、話し手が仕事上の会合を欠席すると告げ、「友人の誕生日祝いの昼食会に参加する」ことを述べ、聞き手がそれを不適切な発話と感じたとする。そのとき双方に起こったと考えられることには様々な組み合わせが考えられるが、いくつか例を挙げ、上の知識のどの部分が話し手に欠けていたとみられるかを考えてみる。

決	社会	①ある決定の正当な理由となり得る事態とそうでない事態の区別
---	----	-------------------------------

²³ 日本テレビ「所さんの目がテン！」 2005/ 1/16

²⁴ 社会語用論的および語用言語学的知識の区別、およびそれぞれに起因するミスコミュニケーションの事例については Thomas (1983)などを参照。

	語用論	②決定の理由を述べることで決定を正当化すること
	語用言語学	③決定の理由を述べる時に使われる言語形式に、決定を強く正当化するものと穏やかに正当化するものがあること ④個々の言語形式についての具体的知識
因果関係	社会語用論	⑤因果関係に2種類があり、必然的因果関係を述べることは結果の必然性・不可避性を含意すること
	語用言語学	⑥必然的因果関係を表す言語形式と偶然的因果関係を表すその区別 ⑦必然的因果関係を述べる時に使われる言語形式に、結果の必然性・不可避性を強く含意するものと穏やかに含意するものがあること ⑧個々の言語形式についての具体的知識
発話行為	社会語用論	⑨文脈によって堂々系・遠慮系の発話が選ばれること ⑩どのような文脈でどの程度の堂々・遠慮系発話を行うことが適当か
	語用言語学	⑪決定の理由、必然的因果関係を述べる時に使われる言語形式に、堂々系遠慮系発話を行うことを様々な強さで正当化するものがあること ⑫個々の言語形式についての具体的知識

- (1) 話し手は欠席の理由を説明しただけで欠席を正当化するつもりはなかったが、聞き手は話し手が欠席を正当化するものとして理由を述べたと解釈した。→②を持っていなかったと考えられる。だが、実際には②は言語文化を越えて一定程度普遍的に見られる現象である可能性がある。例えば、英語の **reason** は理由以外に正当化の概念を含んでいることから²⁵、英語でも決定の理由を述べることで決定の正当化に結び付く行動であることが考えられ、学習者の既習言語によっては②が既知の知識である、あるいは説明すれば容易に理解・習得できる知識である場合があると考えられる。
- (2) 話し手は、友人の誕生日であることを言えば欠席は許されると考えたが、聞き手にとってそれは職務上の会合への欠席を正当化する事態とはみなせないものだった。→①が不足していた。
- (3) 話し手はこの理由は欠席を正当化できるものではなく、したがって遠慮がちな発話をするべきだと認識しているが、それを適切に表現する言語形式を選ばなかったため、聞き手には正当化していると聞こえた。→ (③) ④かつ・または (⑪) ⑫が欠けていた。

また、因果関係を述べる時に現れる不適切発話の例として、話し手が仕事を期限までに完了できなかったと告げ、〈ひどい頭痛がした〉ことを述べ、聞き手がそれを不適切な発話と感じた場合についても一例だけ簡単に述べておく。

- (4) 頭痛がしたことで仕事が遅れたのをしかたがないとするわけにはいかず、遠慮がちに

²⁵ Webster's Ninth New Collegiate Dictionary による。

言うべきだと認識したが、言語形式選択が不適切だったため、堂々系発話に聞こえた。→
⑥⑦⑧かつ・または⑨⑩⑪⑫の一部またはすべてが欠けていた。

(2) - (4) のようなケースを防ぐのに必要な2種類の語用論的知識は、②の知識とは異なり、おそらく大部分の学習者にとって母語を含む既習言語の知識から類推できることは、あったとしてもわずかで、新たに学ばねばならない知識が大部分であろう。それらの詳細を適切に学習者に提示する必要がある。

おわりに

永野(1952)は「から」と「ので」という言語形式について、前者は「押しつけ、たたみかける」印象を相手に与えるのに対し後者は「押しつけない、淡々と述べる」との相違を指摘した。本稿の堂々系発話と遠慮系発話との違いは基本的にこの印象の違いである。しかし、永野が同時に論じた「から」は主観的な理由を表すのに対し「ので」は客観的な表現であるという区別は、「どういうことを意味するのかははっきり」せず(岩崎1995:509)そのため、学習者への説明のツールとしてあまり有用とはいえない。永野の着目した「押しつけ」の度合いは「から」と「ので」以外の広範囲の言語形式、さらには音律、言いよどみ、非言語行動など他の手段による表現にも適用すべき重要な軸であると考え、また学習者の発話の対人的適切性の理解を助けるためには言語形式の考察だけでなく理由・原因を述べる発話に潜む正当化という言語行動に注目する必要性を認めて試みたのが小論である。

最後になったが、本稿をまとめるにあたり小出慶一氏(埼玉大学)から洞察に富む貴重なご教示を頂いた。本稿の内容はすべて私が責を負うべきものであることを付記しつつ深く感謝申し上げる。

参考文献

- 岩崎卓(1995)「ノデとカラ：原因理由を表す接続助詞」宮島達夫ほか(編)(1995)
『日本語類義表現の文法(下)複文・連文編』くろしお出版 506-513.
- 桑原文代(2003)「説得の「のだから」-「から」と比較して」『日本語教育』117.63-72.
- 田窪行則(1987)「統語構造と文脈情報」『日本語学』6-5. 37-48.
- 鶴田庸子(2005)「学習者の因果関係・根拠の表現から見えた初級日本語教育シラバスの問題点」『一橋大学留学生センター紀要』8号. 41-48
- 永野賢(1952)「『から』と『ので』はどう違うか」『国語と国文学』29-5. 467-488.

Austin J. L. (1956) "Plea for Excuse" In J. O. Urmson & Warnock G. J. (eds.) (1961)

Philosophical Papers. Oxford University Press. 175-204 (3rd ed). (『オースティン
哲学論文集』(坂本監訳) 勁草書房所収「弁解の弁」)

Brown, P. and Levinson, S. C. (1987) *Politeness: Some Universals in Language Usage*.
Cambridge University Press.

Leech, G. N. (1983) *Principles of Pragmatics*. Longman. (『語用論』(池上ほか訳) 紀伊國
屋書店)

Searle, J. R. (1979 [1975]) "A Taxonomy of Illocutionary Acts" In *Expression and Meaning*.
Cambridge UP. 1-29.

Thomas, J. (1983) "Cross-cultural Pragmatic Failure" *Applied Linguistics*, 4-2. 91-112.